

深刻なスポーツ傷害に対するレフリーの責任：イギリスにおける展開

The Referee's Liability for Catastrophic Sports Injuries : A UK Perspective

松宮 智生

Tomoki MATSUMIYA

海外文献紹介

本稿で紹介する論文 Caddell (2005) *The Referee's Liability for Catastrophic Sports Injuries: A UK Perspective* は、イギリス・ウェールズ大学 (University of Wales) のリチャード・カデル (Richard Caddell) 講師が、2005年、アメリカ・マーケット大学 (Marquette University) の紀要 *Marquette Sports Law Review*. Vol.15 に寄稿したものである。

紹介にあたって、この論文の意義を簡単に述べておきたい。

わが国においては、スポーツ競技における競技者の死亡・負傷事故について、審判 (レフリー、アンパイア等) が裁判の当事者となった事例はきわめて少ない。吉田勝光・張林芳 (2010) 「スポーツ審判に関する判例の分析と検討」(松本大学研究紀要 8号 133-140頁) が、わが国におけるスポーツの審判に関する判例を網羅的に検索した結果、抽出された判例は10件にとどまった。

それら数少ない判例のうち、公立高校同士のラグビーの練習試合で発生した負傷事故 (頸椎脱臼による四肢麻痺) をめぐり、負傷した原告がレフリーの注意義務違反を主張した事例がある (平成

7 [1995] 年6月30日鹿児島地裁判決)。この事件で裁判所は、レフリーの注意義務の範囲を「競技規則 (ルール) の公平な適用」に限定したうえで、レフリーの義務違反を否定し、原告の請求を棄却した。

しかし、この判決の2年後の1997年、イギリスでは、ラグビーの負傷事故をめぐる裁判において、「ルールの適用・執行」についてのみならず、ゲームを適切に「コントロール」しなかったレフリーの注意義務違反が認定された (*Smoldon v. Whitworse* (1997) P.I.Q.R 133)。さらに2003年にも同種の判決が出され (*Vowles v. Evans* (2003) 1 W.L.R. 1607)、イギリス法においては、レフリーの法的責任の存在・性格がある程度明確化されたといえる。本稿で紹介する論文 Caddell (2005) は、これらイギリスの判例の事案概要と法的論点を簡潔にまとめたものである。

国外の判例がわが国の裁判を直接的に拘束することはないとはいえ、世界共通のルールでプレーが行われるスポーツ競技の事故について、これらの判例がわが国の同種の裁判に影響を与える可能性があることを否定はできない。Caddell (2005) は、他国の裁判、およびスポーツそのものに対する影響についても考察が及んでおり、今後のわが

国のスポーツ法学における研究の進展ならびに審判の技術の向上に資する成果であると考えられる。そこで、本稿において同論文の翻訳を試み、広くその内容を紹介したい。

なお、本稿における翻訳は試訳の域を出ない。誤訳、不正確な記述等、ご指摘・ご教示をいただければ幸いである。

深刻なスポーツ傷害に対するレフリーの責任：イギリスにおける展開

The Referee's Liability for Catastrophic Sports Injuries: A UK Perspective

Marquette Sports Law Review 15. 415-424 (2005)*.

リチャード・カデル
Richard Caddell

LL.B (Hons), LL.M. Lecturer in Law, University of Wales, Bangor, Department of Law.

(訳) 松宮 智生

I. 序 論

イギリスでもアメリカと同じように、プレーヤー同士が激しくぶつかり合うコンタクトスポーツが愛好されてきた長い伝統がある。土曜の午後になるとイギリス中いたるところで病院の待合室に、泥まみれ、血だらけ、包帯だらけになったユニフォーム姿の面々が列をなすことからわかるように、この種の活動では負傷するリスクが大きい。スポーツ中の負傷は、幸いにもほとんどが軽症であるが、それでも、長期にわたる身体障害や、場合によっては生命にかかわる深刻な負傷事故が大きく報道されることも少なくない。

忘れられがちなことであるが、コンタクトスポーツにおけるレフリーの第一の役割は、試合進行の調停役を務めたり、観客の野次を浴びたりすることではなく、正しくかつ的確なルール適用によって出場者の安全を確保することにある。これらのルールは、試合を統制すると同時に、その競

技に備わったある種の重要な側面で安全な環境を維持するという、二重の役割を果たしている場合が多い。こういったルールが正しく適用されなければ、出場者が重傷を負うおそれがある。そのため、レフリーは出場者からの相当な信用に応えるべき立場にある。出場者は、審判ができる限りの安全を確保し、プレーヤーが不当に高い傷害リスクにさらされないように試合進行をコントロールしていることを当てにしているのである。

スポーツ中に発生した傷害事件に関する訴訟は、イギリスでは比較的目新しいものであり、試合の観客¹⁾ および他の競技者²⁾ に対する出場者の注意義務が、いくつかの判例によって明確化されている。しかし近年、スポーツ中の傷害に関する裁判で訴えられる可能性のある新しいカテゴリーが浮上している。この問題に関して最近のイギリスに見られる重要な展開のひとつは、審判による安全確保の責任が控訴院 (Court of Appeal)ⁱ⁾ によって認められ、レフリーが出場者に対して注意義務を有していることが公式に明確化されたことである。この注意義務を明確化するに至った2件の訴訟は、レフリーが試合における高度に技術的な領域で適切なコントロールを怠った結果、重度の脊椎損傷を負ったラグビー選手によって提起されたものである。

この論文の目的は、これらの控訴院が下した判決を分析し、イギリス以外のコモンローⁱⁱ⁾ 諸国の裁判、およびスポーツそのものに対して及ぼし得る影響について考察することである。すでに他のコモンロー諸国 (最も顕著なのはオーストラリア) でも、これらの判例にならって同種の事件に関する同様の訴えがなされていることを考えれば、これら問題の判例は重要であろう。

II. 15人制ラグビー (rugby union) とその参加者

15人制ラグビー (ラグビーユニオン) というスポーツを言い表す言葉として、「紳士による荒

くれ者のゲーム」という表現がよく使われている。プレーのフィールドに集う面々が荒くれ者であれ紳士であれ、ラグビーはいくぶん荒っぽい娯楽だという評判が定着している。門外漢から見ると、ラグビーの試合はアメリカンフットボール（ただし保護用ヘルメットや防具は着けない）と中世の戦場風景の要素を混ぜ合わせたような不可解な暴動であり、クリケットのルールが単純に思えてくるような複雑なルールが支配するスポーツである。イギリスでは15人制ラグビー（と、その姉妹スポーツである13人制ラグビー（ラグビーリーグ））が、さまざまなレベルおよび年齢層で盛んに行われている。ウェールズやイングランド北部など、一部の地方ではラグビーが地元の人々の精神に深く根付いており、ラグビー選手はかなりの程度まで、その地方の典型的な人物像を代表する存在である。

15人制ラグビーでは、1チーム15人がバックス、ハーフバックス、フォワードの3つのポジションに分かれて戦う。バックスは一般に最も足が速く運動能力に優れた選手が担当し、主にチームの得点をあげる役割を担う。フォワードの仕事はボールを確実に保持することだが、そのやり方は、慣れない目で見ると、まるで敵の集団に向かってまっしぐらに突っ込んでいくようである。ハーフバックスは最も小柄な選手が担当し、ボールを回して攻撃作戦を開始することで、フォワードとバックスの間を中継する。

フォワードの重要な仕事のひとつは、試合再開時に8人ががっちりスクラムを組み、ボールを取り合うことである。そのため、フォワードの集団は「バック」と呼ばれる。スクラムは、このスポーツの最も特徴的かつ独特な要素と見られている。スクラムのフォーメーションでは、各チームのバックが3列の陣形を作る。最前列（フロントロー）は3人の選手で構成され、その中央がフッカー（スクラムの中からボールを足で後ろへかき出す役目）で、フッカーの左右を2人のプロップが固める。この3人は一般にチーム内で最も体重

が重く、がっしりとした体格の選手であり、スクラムの安定性は、これらの選手の体力や技術によって決まる部分が多い。

スクラムの2列目は、ロックと呼ばれる2人の選手で構成される。ロックはチーム内で最も長身であり、バック内のさまざまなメンバー間の中継役を担う。スクラムの最後列（バックロー）は、ナンバーエイトおよび2人のフランカーの3人で構成され、スクラムの中から後方へ押し出されたボールを確保・統制する。

スクラムを組むとき、両チームのフォワードは、敵のバックに可能な限りのプレッシャーを与えるべく、腰を落とした状態ではがっちり組み合う。つまり、特にフロントローの選手には、首と肩に直接強い力が加わり、相当な重圧を受けることになる。組み合うタイミングがずれたり、フロントローの選手たちの体力や技術に大きな格差があるためにスクラムが崩れると、結果的にこれらの選手たちが深刻な怪我を負うおそれがある。稀にはあるが、このような負傷事故が起こる場合、一番危険な目に遭うのは最も強い衝撃を受けるフッカーである。というのは、スクラムの中心にいながら、プロップによって両脇を固められ、強い衝撃が加わる場所から逃れられないからである。したがって、レフリーがスクラムに対してできるだけ強いコントロールを発揮し、この戦術〔スクラム〕の安定性と選手の安全を確保することがきわめて重要なのである。

それぞれ別の試合でのスクラム崩壊が原因となり、重度の脊椎損傷を負ったイギリスのプレーヤーにより提起された2件の先行判例から明らかのように、レフリーによるスクラムのコントロールに過誤があれば、重大かつ悲劇的な結果を招く可能性がある。この種の訴訟の先駆けとなったのは、1997年に行われたスモルドン対ホイットワース事件³⁾である。この裁判によって、試合の出場者の安全を確保するという、レフリーの注意義務の存在が公式に認められた。この注意義務については、スモルドン事件の後、バウエルズ対エバンス⁴⁾事

件を通じて、控訴院によりさらに踏み込んだ見解が示された。

Ⅲ. スモルドン対ホイットワース事件 (Smoldon v. Whitworth)

重大な傷害の判例に総じていえることだが、スモルドン事件の状況も読むと非常に痛ましい気持ちになる。1991年10月19日、当時17歳のベンジャミン・スモルドン (Benjamin Smoldon) は、サットン・コールドフィールド (Sutton Coldfield) のU-19の一員として、地元のライバルチーム、バートン (Burton) との試合に出場した。スモルドンが担当したポジションはフッカーである。この試合ではスクラムの違反行為が続げまに起こっていた。目撃者の証言からは、敵意むき出しの選手たちによる殺伐とした試合の様子が生々しく描写されており、レフリーは度重なる暴力的場面に介入することを余儀なくされ、乱闘のため退場させられた選手はすでに2名に上っていた。荒々しい試合の雰囲気はスクラムにも反映され、両チームのバックが互いに過剰な力でぶつかり合うために、スクラムが崩れる頻度が異常に高かった。

試合の終盤でバートン側にスクラムが与えられた。フォワードの選手たちがうまく組み合えず、スクラムが2回続けて崩れた。3回目にスクラムが組み直されたときも、双方のバックがきちんとエンゲージできなかった。フォワードの選手たちは押されて足が地面から浮き、スモルドンが身動きできない状態に置かれた。彼が重傷を負ったのは明らかだった。彼はその場ですぐ、腰から下の感覚がないと訴えた。病院に運び込まれた時点で重度の脊椎損傷が確認され、その結果、今も車椅子の生活を余儀なくされている。

数年後、スモルドンは損害賠償を求めて訴訟を提起した。第一審で、レフリーのマイケル・ノーラン (Michael Nolan : 第二被告) が原告の負傷に対し責任があるという判決が下された⁵⁾。問題

の試合が行われた当時、スクラムの形成に関するいくつかのルールが存在し、ラグビーのこの部分での安全性を確保するために実施されていた。具体的には、15人制ラグビーのルールを策定する団体、国際ラグビーボード (IRB) によって、レフリーがスクラム形成のたびに「クラウチ (かがんで) — タッチ (プロップが相手に触れて) — ポーズ (静止して) — エンゲージ (組み合わせ)」の手順を適用することが義務付けられていた。双方のフォワード同士が、可能な限り整然と安定した形で組み合わせようとするためである。原告側は、レフリーがスクラムの組み方のルールを適用・執行しなかったために、許容しがたい回数スクラム崩壊が起こり、結局それが自分の身体障害を引き起こす原因になったと主張した。

裁判の冒頭から第二被告は、運命の試合に出場したすべての選手に対し、自分が注意義務を負っていたことを事実として認めていた。そのため控訴院は、このような注意義務に違反したと見なされる状況を明確に定義し、それに応じて適用される責任の発生基準を線引きする必要に迫られた。

この裁判で判決主文を読み上げたビンガム卿 (Lord Bingham : 首席判事) は、負傷した運動選手が審判の過失 (negligence)ⁱⁱⁱ⁾ を訴えるという状況が、コモンローの世界ではどうやら前例がないという見解を示した。この判例が及ぼす潜在的な影響という点で、控訴院が直面しているジレンマについて、ビンガム卿は次のように雄弁に語っている。

[今回の] 判決は、青春まっさかりの時期に自立した活動的な生活の能力を奪われた原告にとって、明らかに重大なものである。また、原告に有利な今回の判決によって、何百万人もの人々に喜びを与えている競技が、あって欲しくない法律上の骨折れ仕事のために衰退するような事態は、多くの人の懸念するところである⁶⁾。

この裁判では、出場者に対するレフリーの注意

義務に違反した状況とはどのようなものであるかという問題が争点となった。これについて第二被告は、その数年前にウールドリッジ対サムナー事件 (Wooldridge v. Sumner)⁷⁾ で明確化された基準に基づいて、控訴院が責任の発生基準を明確に示すべきだと主張した。同事件の判決では、出場者が観客に対して負う注意義務の基準が示されていたが、違反と見なされる基準は非常に高いものであり、被告が他者の安全を故意に (intentional) または無謀 (reckless)^{iv)} により無視したことを、原告側が証明してみせなければならぬとしていた⁸⁾。そのレフリーの主張は、訴訟の乱発から審判を守るためには、これと同じくらい高い基準が必要であり、発生基準を下げれば、審判を務めようとするボランティアはいなくなってしまうというものだった。

控訴院はこの論法をしりぞけ、注意義務違反を判定するための適切な基準とは、次のようなものであるという見解を示した。

要求される注意のレベルとは、あらゆる〔個々の〕状況において適切なレベルであり、そして、その状況が決定的に重要である。レフリーが任務を遂行する実際的事実関係の中で、十分な配慮がなされなければならない。動きの速い活発な競技という状況の中で、どのレフリーでも犯す可能性のある判断ミス、見落とし、失敗に対しては、レフリーの責任を問うことは正しくない。責任の発生基準は高いものである。この発生基準を超えるのは、決して容易なことではない⁹⁾。

控訴院は、今回の状況でレフリーの責任を問うのは妥当であるという見解を示し、ノーランがスクラムを効果的にコントロールしなかったという事実は、原告に対する注意義務違反に相当するものであり、この場合、発生基準を十分に超えていたと裁定した。このようにして、スモルドン裁判をきっかけに、スポーツの試合で負傷事故が起こ

った場合、限られた状況とはいえ、新しいカテゴリーとして審判が訴えられる可能性が生じる結果となった。

控訴院は、スクラムに関連する審判の義務について、試合を停止してプレーヤーに対してコントロール可能なときと、激しく動き回る実際の試合中 (レフリーはプレーヤーをほとんど支配することができない) とで明確に区別した。試合が続行されている間、鍛えられた身体を持ち、勝つことしか眼中にないプレーヤー同士の激突によって生じる事故を防ぐために、レフリーの立場でできることはほとんどない。このような状況で起こったことに對しレフリーが訴えられるとすれば、それは本来の意図がねじ曲げられた状況と言わざるを得ない。一方、試合が停止され、審判がどのような選択肢があるかを考え、安全に関する注意事項をはっきりとプレーヤーに告げる時間があつた場合、その状況でレフリーが明らかに怠慢 (negligent) であつたなら、その事実は証明可能である。したがって、その結果として起こつた負傷に対する責任を問うことは、それほど不当ではない。スクラムが正しくコントロールされていないときに脊椎損傷という大惨事が起こる可能性を考えれば、なおさらである。

この判決は、さまざまなレベルのスポーツ関係者およびレフリーコミュニティに明らかな波紋を投げかけた。ただし、ここで線引きされた責任の発生基準は、事実上きわめて高いものであつたことを忘れてはならない。また、幸いにも、このようなレフリーの職務怠慢はめつたに見られるものではなく、イギリスの裁判所が同じ種類の別の事件について考察するよう求められたのは、スモルドン事件から5年ほど後のことだった。

IV. バウエルズ対エバンス事件 (Vowles v. Evans)

バウエルズ事件も、やはりフォワードのフロントローが重傷を負つた事故に関するものだった

が、スモルドンの場合とは状況がかなり違っている。当時24歳のプロボクサーであったリチャード・バウエルズ (Richard Vowles) は、地元のチームであるランハラン (Llanharan: ウェールズ南部の小さな町) の試合に時々出場していた。1995年のワールドカップ以後、ウェールズを含むいくつかの国で15人制ラグビーがプロスポーツに昇格した。その当時、ランハランはウェールズリーグの第二部に参加していた。第一部XVのチームに所属するプレーヤーは全員がセミプロまたはプロであるが、バウエルズが所属していたのは完全にアマチュアのチームである第二部XVだった。1998年1月17日、バウエルズは第二部XVの試合でフロントローの交代要員に選ばれた。第一部XVでフロントローに欠員が出たため、本来は第二部XVのフッカーだった原告の兄弟が借り出されることになり、穴を埋める形でバウエルズが先発メンバー入りした。

対戦相手は隣町のトンドゥ (Tondu) であり、試合は白熱した肉弾戦の様相を呈していたが、スモルドンのときのような見苦しい小競り合いは起こっていなかった。天候が荒れ模様だったためフォワードが試合を引っ張る形となり、このような状況ではよくあることだが、スクラムが組まれる回数が多かった。スクラム合戦は公平かつ安全に続けられていたが、ランハランのプロップの1人がタックルで肩を負傷し、途中退場を余儀なくされた。その結果、ランハランチームは二者択一を迫られることになった。フロントローの交代要員が、もともとバウエルズ1人しかいなかったからである。ルール上、このような状況では、チームは負傷したプレーヤーの代わりに「適切に訓練され、経験を積んだ」¹⁰⁾ 別のプレーヤーを投入するか、さもなければノンコンテストスクラム (通常どおりスクラムを組むが、ボールの取り合いや押し合いなどの行為は禁止される) を選択しなければならない。ノンコンテストスクラムを選択した場合、そのチームが試合で獲得したポイントは無効となる。

ランハランは重要なリーグポイントを失うことに神経を尖らせていたので、試合はそれ以降、フランカーの1人だったクリストファー・ジョーンズ (Christopher Jones) がプロップを務めることになった。ジョーンズは屈強な男だが、フロントローでプレーした経験は数年前にほんの少しある程度で、問題の試合で要求されていた水準にはまったく達していなかった。ジョーンズの懸命な努力にもかかわらず、彼がフロントローに入った後は、ランハランのスクラムが目に見えて弱くなり安定性を欠いていった。試合はそれ以降、スクラム崩壊が続発する結果となった。試合の勝敗を分ける決定的な瞬間がおとずれ、トンドゥチームは必勝を期してスクラムに猛攻撃を加えた。このときもフォワードがきちんと組み合わせなかったため、スクラムが分かるとバウエルズは崩れるように地面に倒れこんだ。頸椎の脱臼による不完全四肢麻痺を発症していた。

スモルドンの場合と同様、バウエルズ事件でも、第一審の判決で原告の負傷に対するレフリーの責任が認められたことを不服として控訴された¹¹⁾。バウエルズ側は、レフリーがスクラムの安定性を修復するための予防措置をとらず、自らの注意義務を適切に果たしていなかったと主張した。競技規則3(12)には、プレーヤーがフロントローのポジションを務める能力があると申告した場合、レフリーは選手交代の提案についてチーム・キャプテンに問い合わせ、そのポジションに対するプレーヤーの適性を確認する義務があると定められている¹²⁾。問題の試合でレフリーを務めていたデビッド・エバンス (David Evans) は、ジョーンズのいささか頼りない「いちかばちか、やってみる」という申し出を受け、ジョーンズに対しても、チーム・キャプテン (いずれにせよ彼はハーフバックのためフロントローでのプレーに関する知識に乏しかったが) に対しても、そのような確認をしていない。

原告の主張によると、ジョーンズがこのポジションに耐えうるかどうかを見きわめるための短い

試用時間を設けたこと自体は、不適切とはいええない。ただし、合理的なレフリーなら、ジョーンズがフロントローの厳しい攻防には適さないプレーヤーであるとすばやく見切りをつけ、自らの権限を行使して、試合は以降ノンコンテストスクラムで行うよう指示していたはずである。ところが、スクラムがほとんど毎回のように崩れていたにもかかわらず、エバンスはジョーンズがフロントローのポジションでプレーし続けるのを1時間近くも放置していたのである。レフリーがジョーンズの能力不足は明らかであると認識し、スクラムにおけるプレーヤーの安全を確保するための対策を講じなかったことは、責任の発生基準を超える、重大な注意義務違反に相当すると原告側は主張した。

2つの裁判は一見したところ類似性があるにもかかわらず、両者の間にはいくつかの重要な相違点があった。第一に、スモルドン事件の場合、注意義務が存在することをレフリーが最初から認めていたのに対し、パウエルズ事件の場合、そのような義務の存在に被告が異論を唱えた。第二に、スモルドン事件の場合、原告が事件当時未成年だったのに対し、パウエルズ事件の場合は成人のプレーヤーのチームで起こった事件である。そのため、少年の福祉の観点から高い注意基準が求められたスモルドン事件の判決とは、パウエルズ事件は一線を画すべきだという議論がなされた。

控訴院は、レフリーの責任を認めた第一審の判決を支持し、被告の主張を断固として棄却した。判決主文を読み上げたフィリップス卿 (Lord Phillips：記録長官) は、試合をするのが成人か未成年者か、アマチュアかプロかを問わず、審判はプレーヤーに対する注意義務があるという明確な見解を示した。

ラグビーは本来、危険なスポーツである。一部のルールは、この本来的な危険性を最小限にする目的で制定されている。プレーヤーの安全が確保されるかどうかは、そのルールが正しく実

施されるかどうかによって左右される。レフリーが果たすべき役割はルールの執行である。レフリーがその任務を確実に遂行するところでは、その行動によってレフリーが相当の注意を払っていることを、プレーヤーが信頼してしかるべきであると考えるのは、明らかに正当かつ妥当である。人がその作為または不作為によって、構造化された関係性の中で他者に対する物理的な危害を引き起こす可能性が明白である場合、法律によって注意義務が免除されることはきわめてまれである。ラグビーのレフリーは、プレーヤーに対して注意義務を負っている¹³⁾。

控訴院は、間に合わせのプロップという立場のジョーンズにプレーを続行させ、スクラムにおけるプレーヤーの安全確保に必要とされる措置を怠ったエバンスの行為が、レフリーに期待される妥当な水準に達していなかったと裁定した。この不作為は注意義務違反に相当するものであり、それゆえ被告は責任を問われるべきとした。事実認定はこのようなものであったが、フィリップス卿はスモルドン事件の判決にあった所感をそのまま繰り返して用い、動きの速いゲームという状況の中で起こった判断ミス、見落とし、失敗についてはレフリーの責任を問うことはできない、「責任の発生基準は適度に高いものでなければならない」¹⁴⁾と指摘した。

パウエルズ事件で示された判断は、その前のスモルドン事件の判決から大きく逸脱するものではなく、イギリス法におけるレフリーの立場を、かなりの程度まで明確化した。パウエルズ事件の結審後、レフリーには出場者に対する注意義務があること、とりわけ試合の停止時には安全に関わるルールを適切に執行する必要があることが明確にされた。レフリーがこれを怠った場合、その結果として出場者が負傷したことが示されれば、負傷したプレーヤーは審判の過失 (negligence) に対し訴訟を提起することができる。

スモルドン事件とパウエルズ事件はどちらもス

ケラムに関するものであり、このスポーツ特有の高度に技術的なルール適用が争点となった。しかし、「試合の継続中」を別扱いとした控訴院による線引きは、プレーの流れの中で発生した事故について、レフリーの責任を問う訴訟を、必ずしも不可能にするわけではない。たとえばサッカーなどの競技では、不適切なタイミングで実行された（さらには悪質な）タックルによって、毎年多くのプレーヤーが脚に重傷を負っている。そのほかにホッケーでも危険なスティックの使い方によって顔面に大怪我をする場合があり、状況は同様である。

両チームが殺気立った不穏な雰囲気の中で試合が行われ、見苦しい小競り合いが続発しているにもかかわらず、レフリーが自らの権限を行使してそれを防止する措置をとらなかったために、プレーヤーが負傷した場合、そのプレーヤーは加害側のプレーヤーだけでなく、スモルドン事件やパウエルズ事件の場合と同じく、試合進行に対する適切なコントロールを怠った審判を相手取って訴訟を提起することができるという考え方は、これらの判例以後、批判に耐えうるものとなった。このような命題が、理論上の可能性から現実の訴訟へと発展するかどうかは、レフリーの責任放棄の程度をはじめ、問題とされる事件における個々の事実によって決まることになるが、興味深いテストケースになることは間違いない。

15人制ラグビーの人气が高く、プレーヤー人口が多いため、問題の2つの裁判の原告と同じような負傷に苦しむ人の多いオーストラリアでは現在、レフリーを相手取った訴訟が係争中である。〔イギリスとオーストラリアという〕2つの裁判管轄地では、不法行為法上の原則に関する議論の交流が活発に行われてきた実績があるので、スモルドン事件とパウエルズ事件の判例は、正しくオーストラリアに輸出されるものと思われる。ニュージーランド、カナダ、アメリカなど、その他のコモンロー諸国で同様の訴訟が進められているかどうかについては確認できていないが、イギリス

の手法は今後、有効かつ説得力ある指針として、この種の訴訟に枠組みを与える役割を果たす可能性がある。

V. 結論

スモルドン事件とパウエルズ事件の判決は、原告の主張が認められたことで、審判たちに対する同種の申し立てが堰を切ったように増えることを憂慮する各種の規則制定団体やレフリー団体から、予想どおり非難の嵐をもって迎えられた。どちらの裁判もイギリス国内では大々的に報道されたが、それに触発された訴訟が雪崩のように押し寄せる見込みは薄く、実際にはこの種の裁判は今後も稀であると予測される。激しいコンタクトスポーツといっても重度の傷害はめったにあるのではなく、このような負傷が審判の不注意によって起こるケースはさらに稀である。控訴院がレフリーの注意義務を認めたといっても、この義務に違反したと見なされる基準が非常に的確に規定されているため、浅はかな訴訟意欲を減退させるとともに、最も勤勉なレフリーでさえ予防措置を実施できないような状況で起こった事故に対する申し立ては、正当に却下されることになる。

運動選手がその全盛期で愛するスポーツの道を閉ざされるのは確かに悲しいことだが、スポーツが訴訟という脅威に取り巻かれ、人質にとられる状況を想像すると、さらに寒々としたものがある。この意味で、控訴院が示した手法は歓迎すべきものである。なぜなら、原告の痛ましい損害を補償すると同時に、最も指弾されるべきケースを別として、訴訟というものの存在を競技場の片隅にしっかりと追いやった点で、ビングラム卿の目的は達せられたからである。責任に対するこのような「独立当事者間主義」アプローチは、審判を務めようとするボランティアの意欲を大きく損なうものではなく、それと同時に、危険なほど低水準なレフリーが、結果として重大な事故を引き起こした場合に適切な制裁措置が行われることを保証す

る。この点で、スモルドン事件とパウエルズ事件の判決は歓迎すべきものであり、同類の司法管轄区域で規範となる優れたモデルを示している。

【訳注】

*本稿で紹介する原典は、マーケット大学ロースクールのホームページ上に公開されている。

<http://scholarship.law.marquette.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1329&context=sportslaw>

- i) 控訴院は、イギリスの司法組織における中間上訴裁判所。わが国における高等裁判所に相当する。
- ii) コモンローは多義的な語であるが、ここでは、イギリス・アメリカの判例を中心に形成された英米法の体系全体をさす。
- iii) Negligenceは英米法における不法行為としての過失を意味する。その成立要件は、①相当の注意義務(duty of due care)を負いながら、②その義務に違反(breach of duty)し、③それが原因(causation)となって、④損害(damage)が生じることである。
- iv) 英米法におけるrecklessは、故意には至らないが、通常の過失よりは非難性が大きく、我が国の「未必の故意」及び「認識ある過失」に当たる。パウエルズ事件の被告は、レフリーの責任の発生基準がreckless以上でなければならないと主張したのである。

【原注】

- 1) Wooldridge v. Sumner, [1963] 2 Q.B. 43 (Eng. C.A.) : Wilks v. Cheltenham Home Guard Motor Cycle and Light Car Club, [1971] 1 W.L.R. 668 (Eng. C.A.).
- 2) Condon v. Basi, [1985] 1 W.L.R. 866 (Eng. C.A.). 注意義務に関する見解の進展についての記録は次を参照のこと。Vivien Pickford, *Playing Dangerous Games*, 6 TORT L. REV. 221 (1998).
- 3) [1997] P.I.Q.R. 133.
- 4) [2003] 1 W.L.R. 1607. 詳しい記録は次を参照のこと。Richard Caddell & Ryan Morgan, *Red Card for the Welsh Rugby Union*, 2 WALES L. J. 262 (2003).
- 5) Smolden, [1997] P.I.Q.R. at 133. 第一被告、つまり相手チームのフロントローの選手に対する申し立ては、第一審で免訴された。抗告審判では、この判決に対する異議申し立てはなされなかった。
- 6) Id. at 134.
- 7) Wooldridge, [1963] 2 Q.B. 43.

- 8) この基準は、セラー判事が次のように公式化した。「その行為が、そこにいと分かっている人を意図的に傷つけようとなされたか、あるいは無謀な行動で他者の安全を無視した結果、競技や試合を続行するすべての人に当然のこととして要求される基準から逸脱した場合、その行為者は自分の行為が原因となっただけの傷害に対しても責任を負う。」Wooldridge, [1963] 2 Q.B. at 57.
- 9) Smolden, [1997] P.I.Q.R. at 139.
- 10) INTERNATIONAL RUGBY BOARD, *Law 3* (12), at <http://www.irb.com/NR/rdonlyres/AIF47EAA-EBD7-43F9-BD4F-64DC7368A6C2/0/Law3.pdf> (最終検索 2005年3月8日)。練習を通して、バックローのフォワードの多くは、フロントローのフォワード(またはフロントローのフォワードがバックローのフォワード)を経験するので、本件のような状況が生じたときのように、どのチームにも技量と訓練のバランスが取れたランカーが少なくとも一人はいる。
- 11) Vowels, [2003] 1 W.L.R. at 1607. ウェールズのスポーツ管理団体であるウェールズラグビーユニオンは、公式戦での怠慢なレフリー(negligent refereeing)に対する代位責任(使用者責任: vicariously liable)を問われた。
- 12) INTERNATIONAL RUGBY BOARD, *supra*, note 10.
- 13) Vowels, [2003] 1 W.L.R. at 1617-18.
- 14) Id. at 1618.